

法令適用事前確認手続 回答通知書

平成24年8月24日

新潟精機株式会社
代表取締役 五十嵐 利行 殿

製品安全課長

平成24年8月3日付で別添により照会のあった件について、下記の見解を回答いたします。

本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、本回答の根拠となる照会対象法令(条項)の解釈は、以下のとおりです。

記

リチウムイオン蓄電池のうち、体積エネルギー密度が400ワット時毎リットル以上のもので、かつ汎用性があるもの(法の規制対象内の用途で製造、輸入又は販売される場合)は、電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の規制対象製品となっています。対象製品については、事業の届出、製造・輸入時の技術基準適合、販売時のPSEマーク表示等の法令遵守が必要となります。

本照会書受理後、詳細仕様について確認を行わせていただいた結果、お問い合わせの製品は、汎用性のあるリチウムイオン蓄電池であることがわかりました。

汎用性のあるリチウムイオン蓄電池については、体積エネルギー密度が400ワット時毎リットル以上の場合に限り、電気用品安全法の規制対

象製品となります。

しかし、現時点までに提示された事実のみからでは、本製品の正確な体積エネルギー密度については、確認できませんでした。体積エネルギー密度は、設計データによる正式な公称数値での計算が必要です。製造事業者から必要なデータを入手する等の方法により、御確認ください。

(参考)

■電気用品安全法施行令(抜粋)

第1条 電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下「法」という。)第2条第1項の電気用品は、別表第一の上欄及び別表第二に掲げるとおりとする。

別表第二

一二 リチウムイオン蓄電池(単電池一個当たりの体積エネルギー密度が四〇〇ワット時毎リットル以上のものに限り、自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用及び産業用機械器具用のものを除く。)